

平成28年第5回辰野町議会定例会会議録(1日目)

1. 招集告示年月日 平成28年8月29日
2. 開会場所 辰野町議事堂
3. 開会年月日 平成28年9月5日 午前10時
4. 議員総数 14名
5. 出席議員数 12名
 - 1番 岩田 清
 - 2番 根橋 俊夫
 - 3番 向山 光
 - 4番 中谷 道文
 - 5番 山寺 はる美(欠席)
 - 6番 堀内 武男
 - 7番 篠平 良平
 - 8番 小澤 睦美
 - 9番 瀬戸 純(欠席)
 - 10番 宇治 徳庚
 - 11番 熊谷 久司
 - 12番 垣内 彰
 - 13番 成瀬 恵津子
 - 14番 宮下 敏夫

6. 会議事項

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 平成27年度辰野町一般会計決算
- 日程第4 議案第2号 平成27年度辰野町上水道事業会計決算
- 日程第5 議案第3号 平成27年度辰野町簡易水道特別会計決算
- 日程第6 議案第4号 平成27年度辰野町公共下水道特別会計決算
- 日程第7 議案第5号 平成27年度辰野町特定環境保全公共下水道特別会計決算
- 日程第8 議案第6号 平成27年度辰野町農業集落排水処理施設特別会計決算
- 日程第9 議案第7号 平成27年度辰野町国民健康保険特別会計決算
- 日程第10 議案第8号 平成27年度辰野町国民健康保険診療所特別会計決算
- 日程第11 議案第9号 平成27年度辰野町後期高齢者医療特別会計決算
- 日程第12 議案第10号 平成27年度町立辰野病院事業会計決算

- 日程第13 議案第11号 平成27年度辰野町地域情報告知システム特別会計決算
- 日程第14 議案第12号 平成27年度辰野町介護保険特別会計決算
- 日程第15 議案第13号 専決処分の承認を求めることについて
専決第1号 平成28年度辰野町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第14号 専決処分の承認を求めることについて
専決第2号 平成28年度辰野町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第17 議案第15号 専決処分の承認を求めることについて
専決第3号 平成28年度辰野町簡易水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第16号 辰野町医療費特別給付金条例の一部を改正する条例について
- 日程第19 議案第17号 辰野町手数料徴収条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第18号 平成28年度辰野町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第21 議案第19号 平成28年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算
（第1号）
- 日程第22 議案第20号 平成28年度町立辰野病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第21号 平成28年度辰野町地域情報告知システム特別会計補正予算
（第1号）
- 日程第24 議案第22号 平成28年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第23号 平成27から28年度国庫債務負担行為松本射撃場周辺道路改
修等事業町道147号線工事請負契約の変更について
- 日程第26 議案第24号 上伊那広域連合の処理する事務及び上伊那広域連合規約の
変更について
- 日程第27 議案第25号 伊北環境行政組合規約の変更について
- 日程第28 議案第26号 辰野町教育委員会委員の任命について
- 日程第29 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定による報
告事項及び辰野町議会の議決すべき事件を定める条例第3条第1項の規

定による報告事項及び地方自治法第 180 条の規定による報告事項

報告第 1 号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成 27
年度財政指標等の報告について

報告第 2 号 辰野町第五次総合計画前期基本計画の実施状況の概要につ
いて

報告第 3 号 専決処分の報告について

日程第 30 請願・陳情について

7. 地方自治法第 121 条により出席した者

町長	加 島 範 久	副町長	武 居 保 男
教育長	宮 沢 和 徳	代表監査委員	三 澤 基 孝
総務課長	一ノ瀬 元 広	まちづくり政策課長	山 田 勝 己
産業振興課長	一ノ瀬 敏 樹	こども課長	武 井 庄 治
会計管理者	宮 原 修 二	住民税務課長	赤 羽 博
保健福祉課長	守 屋 英 彦	建設水道課長	小 野 耕 一
生涯学習課長	原 照 代	税務担当課長	伊 藤 公 一
辰野病院事務長	今 福 孝 枝		

8. 地方自治法第 123 条第 1 項の規定による書記

議会事務局長	赤 羽 裕 治
議会事務局庶務係長	菅 沼 由 紀

9. 地方自治法第 123 条第 2 項の規定による署名議員

議席 第 8 番	小 澤 睦 美
議席 第 10 番	宇 治 徳 庚

10. 会議の顛末

○局 長

ご起立願います。（一同起立）礼。（一同礼）

○議 長

おはようございます。傍聴の皆さん、早朝より御苦勞様でございます。朝夕は涼しくなり、秋の気配も感じるものの日中の残暑はここ数日、厳しく感じられます。九州、東北、北海道では台風による被害が発生しておりますが、この地域においてもこれからは「秋の長雨」や「台風」によっては、豪雨による災害が発生しやすい時期となります。先日行われました町の総合防災訓練には、「議会における災害発生時の対応要領」に沿う中で、町と連携した訓練ができました。要領を制定して初めての訓練でしたが、今後も災害時に議会ができることについて検証し、有事に備えなければならないと思います。

定足数に達しておりますので、これより平成28年第5回辰野町議会9月定例会を開会いたします。欠席の届けですが、山寺はる美議員、瀬戸純議員より病氣療養のため欠席届が出ておりますので報告いたします。直ちに本日の会議を開きます。ここで議長の諸般の報告を行いますが文書報告とし、お手元に配付してありますので、後ほどご覧いただきたいと思ひます。続いて、議事に入ります。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。第5回定例会招集にあたり、町長より挨拶を受けます。

○町 長

本日ここに第5回辰野町議会9月定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には時節柄、大変お忙しいところご出席を賜り感謝を申し上げます。今年の夏は、リオデジャネイロオリンピックが開催され、連日熱い戦いが繰り広げられました。史上最多の41個のメダルを獲得し、国民に大きな感動と勇気を与えてくれました。7日からはパラリンピックが開催されます。選手の皆さんの活躍を期待するところでもあります。この大会で得られた成果を4年後の東京オリンピックに、パラリンピックに結びつけていってほしいとこんなふうに、切に願うものであります。第68回ほたる祭りの締めくくりとして、8月22日に実行委員会の総会が開催されました。今年は天候にも恵まれホタルも多く発生し、観賞客の皆さんには大変喜ばれました。

また、あるテレビ番組では、ほたる祭りの経済効果は17億円以上との試算が出るなど、私たちとは違った視点での見方を教えていただきました。ほたる祭り関係各位のご尽力に感謝を申し上げますとともに、来年に向けて更にホテルの保護、育成に力を入れてまいります。台風シーズンとなり、各地で被害が起きております。今日も台風12号が九州から山口辺りで動いております。今回、特に北海道・東北地方では大型台風の上陸により、冠水、土砂崩れなどが発生し、行方不明者や死傷者を出すなど大きな被害が広がっております。大災害が頻発する昨今、町は住民の生命を守るため、避難勧告をいつ出すか、そのタイミングを誤らないよう常に状況を把握し、情報収集に努め冷静な判断を下していきたい、こんなふうに思っております。9月1日の防災の日に先立ち8月28日に防災訓練を実施いたしました。町内全域で4,900世帯、7,800人の皆さんにご参加をいただきまして「避難所開設訓練」「救急法訓練」「初期消火訓練」など真剣に取り組んでいただきました。町においては迅速な行動がとれるように「災害対策本部設置訓練」「情報収集訓練」や「職員非常参集訓練」などを実施いたしました。議会におかれましても、先ほど議長さんの挨拶にありましたように「議会災害対策本部設置訓練」が行われ、情報収集に努めていただきました。地域における防災力の向上を再認識していただく良い機会となったと思います。また、7月には熊本地震の被災地である御船町へ職員2名を派遣し、罹災証明発行のための家屋被害認定調査を行ってまいりました。今回の支援の経験を今後の防災対策に生かすとともに、引き続き地域コミュニティの醸成を図りながら、安全で安心なまちづくりを進めてまいります。経済状況を見ますと、4月から6月期の国内総生産速報値は、物価変動を除く実質で前期比0.0%とほぼ横ばいでした。このペースが1年間続くと仮定した年率換算は0.2%増で、2四半期連続のプラス成長となりました。円高ドル安により輸出は減少しましたが、公共投資と住宅建設が景気を下支えしたとのことであります。景気の先行きは、個人消費も弱く、予断を許さない状況であります。また、イギリスのEU離脱問題など海外経済の見通しがはっきりせず、輸出が今後の日本経済を牽引することが考えにくく、

不安を拭えない状況であります。いよいよ28年度も後半に進んでまいります。これまでの主な事業の進捗状況であります。防災関係では7月18日に平成18年の豪雨災害の記憶を風化させることなく、後世に継承することを目的に防災シンポジウムを開催し、大勢の皆さんにご参加をいただきました。また、耐震性防火水槽は下辰野区、上辰野区の2ヶ所に設置することとなり着工いたしました。移住定住関係では、地域おこし協力隊、集落支援員による地域の活性化と空き家バンクの整備を進めています。観光関係では合宿補助金が好評で、これまでに35団体、237万円の交付決定を行っており、今後も増える状況にあります。また、新日本歩く道紀行100選「森の道」に選ばれた、かやぶきの館から三級の滝までの道については、横川溪谷原生林トレッキングルートとしてマップと看板の製作に取りかかりました。産業振興関係の中小企業支援策では、インターンシップを通じて、9人の学生に新規商品の開発、起業支援等に取り組んでいただいております。福祉教育関係では、小野保育園耐震補強工事、南小学校体育館改修工事が始まりました。水道関係では懸案でありました駒沢浄水場の整備に着手いたします。更に、今議会に補正予算をお願いしているところでありますけれども、国の採択になりました地方創生推進交付金事業については、ホテルの生育環境の整備やホテルの町のイメージアップを図るなどホテルを核とした辰野町の魅力を発信し、移住定住の促進に繋げてまいります。さて、今議会は決算議会と言われます今定例会にご提案申し上げます議案は、平成27年度一般会計をはじめ、議案第12号まで各特別会計決算の認定をお願いするものであります。一般会計の決算総額は、歳入で88億4,770万7,000円。歳出で82億9,961万1,000円となり、繰越明許費を除く実質収支額は5億2,653万円の黒字決算となりました。また、一般会計以外の全ての特別会計におきましても黒字決算となりました。厳しい財政状況ではありますが、健全財政を堅持することができました。そのほか、専決処分の承認3件、条例の一部改正2件、平成28年度一般会計補正予算など補正予算5件、工事請負契約の変更1件、上伊那広域連合などの規約の変更2件と人事案件1件の併せて26議案であります。また、報告事項といたしまし

て、平成27年度財政指標等の報告など3件であります。提案時それぞれご説明申し上げますので、原案承認、可決、同意下さいますようお願い申し上げ、第5回定例会招集にあたっての挨拶といたします。

○議長

これより日程に基づく会議に入ります。日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第122条の規定により議席8番、小澤睦美議員、議席10番、宇治徳庚議員を指名します。日程第2、会期の決定を議題といたします。議会運営委員長より、委員会における協議結果の報告を求めます。

○議会運営委員長（宇治）

皆さん、おはようございます。去る8月29日、議会運営委員会を開催し、平成28年第5回辰野町議会9月定例会の会期、並びに審議日程について協議をいたしましたので、その結果についてご報告いたします。8月29日、辰野町告示第44号によって辰野町長より9月定例会を9月5日に招集する旨の告示をされたことを受け、委員全員、正副議長同席のもと、9月定例会の会期、並びに審議日程など議事運営について慎重に協議を行い全員一致して決定いたしました。会期日程案、並びに協議内容の詳細につきましては議会事務局長より朗読いたさせますので、全議員のご賛同をいただきますようお願い申し上げます、議会運営委員長の報告といたします。

○議長

続いて、事務局長から会期日程案を朗読いたさせます。

○議会事務局長

（会期日程案 朗読）

○議長

お諮りいたします。本定例会の会期、並びに議事運営については議会運営委員長の報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって本定例会の会期は、本日から9月21日までの17日間と決定いたしました。日程第3、議案第1号、平成27年度辰野町一般会計決算から日程第14、議案第12号、平成27年度辰野町介護保険特別会計決算までの12件を一括議題といたします。提案者より各会計決算についての報告を求めます。

○町 長

それでは議案第1号、平成27年度辰野町一般会計決算から議案第12号、平成27年度辰野町介護保険特別会計決算までの提案説明を一括、申し上げます。一般会計及び特別会計の決算は地方自治法の定めるところにより歳入歳出予算の執行の実績に基づき、会計管理者がこれを調整することになっております。今議会では平成27年度の歳入歳出予算に対しての決算の状況を明らかにし、予算の執行の適否を審査していただくことにより、執行機関の事務の公正を確保するものであります。決算及び附属書類については監査委員の意見を付して議会へ提出し、認定を受けるものでありますので原案認定くださいますようお願い申し上げます。提案理由とさせていただきます。なお、決算の概要につきましては会計管理者に説明いたさせますので、よろしくお願い申し上げます。以上です。

○会計管理者（宮原）

それでは平成27年度一般会計及び各特別会計の決算を提案するにあたり、その概要について説明申し上げます。平成27年度も依然として厳しい財政状況の中ではありましたが、中長期的な視点から限られた財源の効率的、効果的な活用を図り、経費節減に努めながら予算を執行してまいりました。一般会計決算総額は、歳入で88億4,770万7,000円、歳出で82億9,961万1,000円となり、繰越明許費2,156万6,000円を含む翌年度繰越額は5億4,809万6,000円となりました。基金につきましては、利息の積み立てを含め財政調整基金275万円、地域振興基金1億4,266万8,000円、町営住宅整備基金842万2,000円、道路建設基金246万4,000円など17基金1億5,684万5,000円を積立てました。また、基金の取り崩しでは、霊園管理

基金 691 万 9,000 円、ふるさと基金 388 万 3,000 円、町営住宅整備基金 540 万円、ホテル保護育成基金 300 万円、土地開発基金 1,000 万円など 6 基金合計 2,945 万 3,000 円を取り崩しました。結果、土地開発基金を含む基金総額は 30 億 9,949 万 5,000 円となりました。歳入について、主なものについて説明します。町税では、前年に比べ個人住民税、軽自動車税、町たばこ税、入湯税で増があったものの、法人町民税現年度分で前年度マイナス 13.2%、2,049 万 5,000 円、固定資産税現年度分マイナス 2.8%、3,085 万 7,000 円、都市計画税現年度分マイナス 3.5%、43 万 1,000 円の減となり、総額では前年度比マイナス 1.4%、3,507 万 8,000 円の減で 24 億 1,244 万 8,000 円となりました。利子割交付金等の交付金は、前年度に比べ減となっておりますが、地方消費税交付金 1 億 5,980 万 6,000 円、自動車取得税交付金 935 万 5,000 円などは増となりました。地方交付税は総額 28 億 5,436 万 7,000 円となり前年度と比較して 2 億 1,798 万 1,000 円の増となりました。寄付金は、1 億 6,685 万 8,000 円となり、前年比 1 億 4,914 万円の増となりました。これは、ふるさと辰野寄付金の増が主なものであります。繰入金は、2,945 万 2,000 円となり、前年比 3 億 1,284 万 7,000 円の減となりました。財政調整基金繰入金、地域振興基金繰入金、庁舎建設基金繰入金、町立辰野病院建設等基金繰入金の減が主なものであります。繰越金は 2 億 9,625 万 7,000 円となり、前年比 1 億 7,558 万 6,000 円の減となりました。諸収入は、3 億 6,947 万 1,000 円で前年比 9,232 万 4,000 円の減となり、これは商工中金預託金返還金等の減が主なものであります。町債は、総額 6 億 8,450 万円となり、前年比 2 億 8,770 万円の減となりました。消防施設整備事業債、教育施設等整備事業債、一般単独・一般事業債の減であります。続きまして、歳出について説明いたします。議会費は、議員報酬及び職員人件費など議会運営に要した費用です。総務費のうち財産管理費では、地域振興基金積立金、庁舎管理費では消防庁舎耐震化工事、企画費では、新町発足 60 周年記念事業、ワイトモ姉妹都市 20 周年記念事業、ふるさと寄付金謝礼、湯にいくセンター指定管理委託料、第五次総合計画後期基本計画策定支援業務委託料、繰越事業の消費喚起プレミアム付商

品券発行事業委託料、地方創生先行型事業は地方創生推進のための20事業を取り組みました。戸籍住民基本台帳費は、マイナンバー制度の導入に伴う地方公共団体情報システム機構への委託料、選挙費は、辰野町議会議員一般選挙、長野県議会議員一般選挙などに要した費用であります。民生費のうち社会福祉費では、地域活動支援センター等指定管理委託料、町社会福祉協議会等負担金、子育て世帯臨時特例給付金、臨時福祉給付金、身体障害者等支援での障害者福祉に要した負担金、補助金、扶助費が主なものであります。老人福祉費は、各老人福祉施設の建設償還負担金、辰野町介護保険特別会計への繰出金、養護老人ホームの入所措置費、上平出介護予防センター改修工事費が主なものであります。公費給付費では福祉医療費給付金と後期高齢者医療広域連合負担金及び後期高齢者医療特別会計への繰出金が主なものであります。児童手当費では、延べ2万7,735人に対して児童手当を支給してまいりました。児童福祉費では、町内6保育園、子育て支援センターの運営に係わる経費と小野保育園耐震補強及び改修工事設計委託料が主なものであります。衛生費のうち予防費では各種予防接種に要した医薬材料費、委託料が主なものであります。診療所事業費は、町立辰野病院への補助金及び出資金、両小野国保診療所組合負担金が主なものであります。健康増進事業費では、子宮がん検診等、各種がん検診委託料が主なものであります。塵芥処理費では可燃物、不燃物、資源物等の収集委託関係費用と伊北環境行政組合、上伊那広域連合、湖北行政事務組合への負担金が主なものであります。農林水産業費のうち農業費では、農業集落排水処理施設特別会計繰出金、有害鳥獣駆除対策協議会補助金やソバ、ダイズ刈取りに補助金等、県営農村災害対策整備事業辰野竜東・竜西地区事業負担金、ふる里農村公園の指定管理料、15地区への多面的機能支払交付金を行いました。林業費では、有害鳥獣駆除に力を注ぎ有害鳥獣捕獲報奨金等を取組みました。林道費は、林道・作業道の補修工事を行いました。森林総合施設管理では、しだれ栗森林公園指定管理料、送水ポンプ・制御盤更新工事を行いました。商工費では、町・県制度資金融資の保証料及び町制度資金の利子補給や、商工業振興のための負担金・補助金等、また、商工業振

興資金預託金を支出しております。観光事業費では、ほたる祭り・各種協議会等への負担金・補助金。また、ほたる童謡公園管理事業は、ほたる童謡公園旧2号水路改修工事やほたる童謡公園環境整備委託等を行いました。土木費のうち、土木管理費では、住宅リフォーム補助金及び道路建設基金への積立金。用地対策では、土地開発公社所有の供用済の用地購入と土地開発公社への補助金及び造成地利子補給補助金が主なものです。道路橋梁費では、町道などの維持補修工事、町道新設改良工事及び社会資本整備総合交付金事業、町道舗装工事、防衛施設周辺町道改良事業等を実施しました。都市計画費では辰野町公園施設長寿命化計画策定業務委託料、公園施設遊具設置工事と下水道特別会計への繰出しを行いました。住宅費では公営住宅及び町営住宅の維持管理及び住宅整備基金の積立を行いました。消防費では、常備消防費の上伊那広域消防負担金が主なもので、非常備消防費では消防団員の報酬、消火栓新設改良工事、4WD積載車の購入及び消防団運営費など、地域防災力の向上を図ってきました。教育費では、小中学校の管理運営費、辰野南小学校体育館等改修工事設計業務委託、西小学校の体育館改修工事、塩尻市辰野町中学校組合負担金をはじめ、社会教育費では、辰野図書館、美術館、町民会館の管理運営費、文化財保護費、荒神山スポーツ公園の維持管理費、アクアハウストイレの改修工事などを行いました。災害復旧費は、平成26年7月豪雨災害の繰越事業で農業施設河子沢地区の復旧工事を行っています。公債費は、起債の償還金で元金、利子合わせまして6億7,429万5,000円となりました。次に特別会計について説明させていただきます。本年度は9つの特別会計と2つの企業会計、全て会計が黒字決算となりました。上水道事業では、安全な水道水を安定的に供給するため、老朽化した水道設備、機械、管路の更新と耐震化を計画的に進めてまいりました。27年度は、簡易水道再編推進事業として駒沢浄水場詳細設計業務委託、小野地区テレメーター・下町水源電気計装盤工事を実施し、藤沢新水源整備事業として水源用地の購入と藤沢水源測量調査設計業務委託を行い、導・送水管布設工事も実施しました。また、緊急給水拠点施設整備事業としては、湯舟配水地に太陽光発電・蓄電施設を整備し緊急時の

対策を強化しました。老朽施設等の更新工事として、中央第3水源取水ポンプ入替工事等を行い、水道水の安定供給に努めてまいりました。簡易水道特別会計であります。8簡易水道とも、水質管理の徹底と安定した給水に心掛け、水源施設の維持管理に意を注いでまいりました。公共下水道特別会計では、辰野水処理センターなど施設の維持管理と、施設の長寿命化・耐震化事業を進めてまいりました。曝気攪拌翼交換工事、ポンプ類の分解点検工事等、辰野水処理センター長寿命化工事等を行っています。特定環境保全公共下水道会計では、小野水処理センターなど施設の維持管理と長寿命化・耐震化事業を進めてまいりました。水質検査・汚泥処分などの委託やポンプ類の分解点検工事、小野水処理センター一定置式脱水機設置・耐震化・長寿命化実施設計委託や人孔耐震化工事などを行ってまいりました。農業集落排水処理施設特別会計では、5施設での維持管理に意を注いでまいりました。国民健康保険特別会計については、国民皆保険制度の中核として、地域住民の健康増進と地域医療の確保に重要な役割を担ってきました。しかし、高齢者や低所得者の占める割合が高いという構造的な問題と医療の高度化による医療費の増加などにより厳しい財政運営を強いられています。このような中、平成30年度から都道府県が国保の財政運営の責任主体となり中心的な役割を担うことになりました。町国保では保健予防活動に力を入れ、健康寿命延伸の取組みを行ってきました。健康教室や特定検診の受診勧奨とともに国保財政の健全化の取組みとして、後発医薬品の利用促進、適正受診への取組み、国保税の収納対策などを行ってきました。今後も国保財政の健全化のための取組みを引き続き進めてまいります。辰野町国民健康保険診療所特別会計は、第一診療所と川島診療所の運営経費です。それぞれ週2回、週1回と診療と往診を行ってまいりました。両診療所とも患者数は減少しています。患者数が年々減少し運営は、ますます厳しい状況となっております。後期高齢者医療特別会計については、保険料の徴収と一般会計からの繰入金、長野県後期高齢者医療広域連合への負担金として納付するものであります。町立辰野病院事業会計につきましては8科8人体制で行ってきました。年度当初の患者の落ち込みが大きかっ

たものの、5月から内科医師が増えたこと。また、経営に対する職員の意識が高まり些少ではありますが黒字決算となりました。地域医療構想、新公立病院改革プラン策定など、医療の流れは大きな変換期を迎えています。加えて医師不足が解消される見込みも難しく、今後の病院経営は厳しさを増すばかりですが、職員一丸となって経営改善に努めていくとともに、信頼される病院を目指してまいります。地域情報告知システム特別会計については、運用を開始して4年が経過しました。歳入は使用料及び手数料、一般会計繰入金と基金繰入金が主なものであります。歳出は、告知システム賃借料、通信回線使用料が主なものであります。介護保険特別会計については、訪問介護などの在宅サービスや介護老人福祉施設などに入所して受ける施設サービスの利用件数は減となりました。また、介護予防を目的として地域での取組みを主眼においた地域支援事業を継続し、総合事業実施に向けて2次予防対象者への訪問、通所の介護予防事業を実施してまいりました。

以上、一般会計と9の特別会計、それに2つの企業会計、合わせて12会計について、決算の概要を説明させていただきました。平成27年度に計画いたしました数々の事業がおおむね完成することができました。これもひとえに町議会を始め町民各位のご理解とご協力の賜物と、心から敬意と感謝を申し上げ概要説明といたします。細部につきましては、別冊決算説明資料をご覧ください、内容ご審議の上、認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長

続いて、三澤代表監査委員から決算審査意見の報告と説明を求めます。

○代表監査委員（三澤）

それでは平成27年度辰野町一般会計及び特別会計並びに企業会計の決算審査の結果につきましてご報告いたします。お手元の「審査意見書」に沿って、主な点について報告いたします。まず1ページをお開きいただきたいと思います。平成28年7月27日、28日、29日、8月2日に役場第2会議室におきまして、平成27年度の一般会計及び特別会計9会計の歳入歳出決算並びに地方自治法施行令第166条第2項に

定める書類について、関係担当者から説明を受け、例月出納検査及び定期監査の結果をも照合し、併せて検討を加えました。また、8月3日午前には財政健全化法による健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか、岩田清監査委員とともに審査いたしました。その結果、審査に付された一般会計、特別会計の書類、その他関係帳簿の計数は誤りのないものと認められました。また、各基金は設置の目的に沿って適正に運用されたものと認めましたので、まずご報告を申し上げます。

それでは審査意見を逐次、申し上げます。2ページの表1をご覧ください。全体の決算規模でございますが、平成27年度の一般会計及び特別会計の総決算額は、一番下の行になりますが、歳入総額148億5,132万7,000円、歳出総額141億3,162万5,000円。前年対比では歳入で1.7%、歳出では3.7%とそれぞれ減額となりました。しかしながら人口2万人の当町の規模に照らして、これは妥当な決算規模であると考えられます。そのうち一般会計決算額は、歳入総額88億4,770万7,000円、歳出総額82億9,961万1,000円で、実質収支額は5億2,653万円の黒字決算であります。これに9つの特別会計を加えての実質収支は、6億9,813万6,000円の黒字決算となっております。全体として、順当な決算がされたということをご認めます。次に3ページの表2をご覧ください。一般会計の内訳でございます。増減で見ますと地方交付税、地方消費税交付金、寄附金が増額となりました。しかし、歳入全体に占める割合の多い町税が対前年比1.4%、3,507万8,000円の減額、繰入金が3億1,284万7,000円の減額、町債が2億8,770万円の減額となり、全体では昨年度より4億1,188万2,000円の減収となりました。次に5ページの表の4「町税決算表」をお願いします。町税の内訳でございます。個人町民税、軽自動車税、たばこ税、入湯税が増額となりましたが、法人町民税が1,998万7,000円、12.8%、それから固定資産税が3,059万2,000円、2.7%、の減額となりました。収税の落ち込みが続いており気になるところでございます。続きまして6ページ表の5をお願いします。収納率の関係でございますが、現年度課税分の収納済額は23億7,659万

5,000 円、上から 2 行目の行でございます。対前年 3,723 万 3,000 円の減となりました。収納率では 99.1% で前年度よりアップしています。また町税全体の収入未済額は 7,421 万 7,000 円で対前年 1,886 万円の減となっております。金額は改善されてはいるものの、まだまだ大きな滞納金額でございます。また繰越滞納分については収納率は 38.5% で、12.5 ポイント改善されており、回収努力が見られます。不納欠損額は 366 万 2,000 円で前年度より減額となっております。不納欠損については、少しでも欠損処理に至らぬよう、その前の対策が重要であります。続きまして歳出の方にまいります。7 ページの表の 6 をお願いいたします。予算の執行状況であります。予算額 88 億 8,486 万 4,000 円に対し、支出額 82 億 9,961 万 1,000 円で執行率 93.4% となっております。歳出総額では前年度を 7.4%、6 億 6,372 万 1,000 円下回っております。前年度に比べ衛生費の病院補助金の減、消防費の負担金の減などが主な要因です。必要経費以外の予算執行においては、職員の意識の改革や行政評価に基づく進行管理が浸透してきており、経費の節減が図られたと考えます。このため、はじめに見ていただきましたとおり翌年度へ 5 億 2,653 万円の繰越しができました。次に基金の関係でございます。12 ページ、13 ページの表 7、8 をお願いいたします。一般会計の基金であります。土地開発基金外、合わせて 2,945 万 3,000 円の取り崩しがあったものの、財政調整基金に 275 万円、町営住宅整備基金に 842 万 2,000 円、地域振興基金に 1 億 4,266 万 8,000 円など、合計 1 億 5,684 万 5,000 円の積立てができ一般会計の基金残高は 30 億 9,949 万 5,000 円であります。表 8 の特別会計を含む基金残高は 36 億 1,532 万 5,000 円となりました。設置の目的に沿い、適切な運営がされていると認めます。次に 15 ページの表の 12 「主要財務指標」をご覧ください。財政の構造、構成からみた指標でございます。主要財務指標のうち、経常収支比率は 80.2% と前年より 4.0 ポイント下がりました。改善をされております。今後も財政の硬直化を招かぬように、なお一層の経常経費の抑制に留意をお願いしたいと思います。ちなみに町村では 70% 程度に納まるのが妥当とされている数値でございます。財政力指数は 0.47 で前年より 0.01 ポイント下がっていま

す。高いほど財源に余裕があるとされる数値でございます。続きまして18ページをお願いいたします。「財政健全化判断比率」とその基礎となる事項を記載した書類についてでございます。8月3日に関係の書類を審査しました。いずれも適正に作成されているものと認めました。19ページの表13の「健全化判断比率」をご覧いただきたいと思っております。健全化判断比率ですが「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」ともに黒字決算になっているので問題ありません。「実質公債費比率」は8.1%と前年に引き続き改善されております。「将来負担比率」は41.6%となっております。早期健全化基準が350.0%でございますので、これから見れば健全の範囲内ということでございます。これらは従来から経費削減を重点に財政健全化に全庁的に取り組んできた成果であり、黒字経営を維持していることは高く評価いたします。各指標の改善を念頭に置きつつも、将来に向かって必要な布石はしっかりと打つことが町政並びにこの町のこれからの活性化に重要と思われれます。地方創生絡みの交付金などを上手に利用し、安心安全はもちろん、魅力ある住みよいまちづくりのための対策投資は更に前向きに進め、若者が集まるピカピカした元気なまちづくりを目指していただきたいと思っております。

次に特別会計であります。計数は最初に戻っていただきまして、2ページの表の1の所にあります。国民健康保険特別会計ほか8会計の歳入総額は60億362万円、歳出総額は58億3,201万4,000円、実質収支は1億7,160万6,000円の黒字決算であります。また各会計ともそれぞれ黒字であり適切な処理がされておりました。しかし、経営面では、それぞれの特別会計が、事業目的を達成するために安易に一般会計の繰入金に頼ることのないよう、また事業の内容、動向も合わせ独立採算の原理に基づく経営をお願いします。それぞれの概要につきましては15ページから17ページの所に書いてございますので、ご参照をお願いしたいと思っております。

続きまして別冊の公営企業の方をお願いしたいと思っております。審査意見書のまず1ページをお開きいただきたいと思っております。公営企業会計決算であります。7月28日と8月2日、役場第2会議室及び辰野病院におきまして、岩田清監査委員とともに

辰野町上水道事業会計及び町立辰野病院事業会計を審査いたしました。はじめに、一番最後のページをご覧いただきたいと思いますが、資金不足率がございます。企業会計、特別会計において財政健全化法による「資金不足比率」につき、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか審査いたしました。いずれも適正に作成されているものと認められました。いずれの会計とも資金不足はなく「該当なし」でありましたので、まずご報告します。戻っていただきまして2ページ、3ページからご説明申し上げます。5ページの表の5も合わせてご覧いただきたいと思いますが、上水道事業会計においては、収入の主なものが給水収益であります。ここ何年か給水人口の減少や節水機器の普及により給水収益が減っています。今期は原水浄水費等の減により営業費用も減少となったため3,963万3,000円の経常利益が生じ、2年連続の黒字決算となりました。安定運営がされております。6ページの表の6をお願いします。水道使用料金の収納については、現年度分に加え過年度分の改善も見られました。今回新たに取り組んだ、悪質な滞納対策への工夫など積極的姿勢を高く評価いたします。上水道事業は、今後も耐震性の強化や保安、安全対策など取り組んで行かなければならない事業が多々あります。これらを積極的に推進できるよう公営企業としての経済性を発揮し、効率的な運営、建設コスト縮減により財源を確保し、安全で美味しい水を安価で供給するため、更なる努力を望むものであります。続きまして7ページの表の7、8、それから、10ページの表の11も合わせてご覧いただきたいと思いますが、町立辰野病院事業について申し上げます。新病院開院から3年半経過し、常勤医師が1名増加した8名体制の中で、入院・外来患者数は前年度と比べて1,178人の増加となりました。が、外来患者だけを見ると3年連続の減少となっております。総収益は22億333万8,000円と対前年度、2億278万6,000円の減収となりました。旧病院解体に伴う後処理が終了し総費用も減少した結果、698万5,000円の純利益を計上し、3年ぶりの黒字決算となりました。病床利用率の改善や医業収益に増加が見られたことは先生方をはじめとする職員の皆様の努力の賜と評価いたします。しかしながら、外来患者の

減少は依然続いております。一般会計などから、27年度は5億円超の繰入金が入入されております。決して安心できる状態とは言えません。更に多くの医業収益増加のための体制固めが大変重要と考えます。特に医師の確保や、診療日・時間の安定化を計り患者、町民の信頼を得ることが外来を含め、患者数や病床利用率の向上に繋がると思われます。ぜひ、その対応に更なる努力を要望いたします。未収金については、現年度の医業未収金に増加の傾向が見られます。毎日の窓口請求で未収金を発生させないことが重要であります。徴収体制の工夫をするなど、未収金防止に引き続き努力されることを望みます。地域医療構想、新公立病院改革プラン策定など医療の流れは変換期を迎えております。自治体病院の経営は一層厳しくなる傾向にありますので、職員の皆様が一丸となり知恵を絞り経営改善に努めていかれるよう、また、引き続き、一層の質の高い医療サービスを十分果たせるよう、要望いたします。

以上、平成27年度一般会計ほか各会計の決算は、決算書及び諸帳簿、証拠書類について精査し、慎重審査を行いました。収支の計数に誤りもなく、証拠書類も整備され、会計経理は正確と認め意見といたします。

○議長

ここで、各会計の決算について質疑を行います。委員会に付託する関係もございしますので、総体的な問題について質疑を行います。ありませんか。

(質疑なし)

○議長

質疑を終結します。ただいま議案となっている決算関係議案、議案第1号から議案第12号までの12案はお配りしてあります「各常任委員会関係議案付託一覧表」のとおり、各常任委員会に付託することにいたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって、付託一覧表のとおり各常任委員会に付託することに決しました。日程第15、議案第13号、専決処分の承認を求めることについて。専決第1号、平成28年度辰野町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

平成28年度辰野町一般会計補正予算（第3号）を提案するにあたりまして、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は熊本地震に関わる災害派遣、小野宿建造物調査に関わる専決補正予算であります。この補正総額は114万4,000円の追加であり、予算総額は85億8,682万7,000円となりました。歳入につきましては繰越金の増額であります。歳出につきましては総務費では災害派遣に関わる旅費、負担金の増額であります。教育費では小野宿建造物調査委託料の増額であります。以上のとおり補正予算の概要を申し上げます。必要に応じて関係課長より説明いたさせますので、ご審議の上、承認くださいますようお願い申し上げます。以上です。

○議 長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（質疑、討論 なし）

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第13号、専決処分の承認を求めることについて。専決第1号、平成28年度辰野町一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第13号は原案のとおり承認されました。日程第16、議案第14号、専決処分の承認を求めることについて。専決第2号、平成28年度辰野町一般会計補正予算（第4号）及び日程第17、議案第15号、専決処分の承認を

求めることについて。専決第3号、平成28年度辰野町簡易水道特別会計補正予算（第1号）を一括議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町長

平成28年度辰野町一般会計補正予算（第4号）を提案するにあたりまして、提案理由を申し上げます。今回の補正予算はクリプトスポリジウムが検出された飯沼沢水源の緊急対応と、水源の改修整備に要する経費の一部として繰り出しを行う下横川簡易水道への繰出金にかかる専決補正予算であります。この補正総額は3,219万4,000円の追加であり、予算総額は86億1,902万2,000円となりました。歳入につきましては繰越金の増額であります。歳出につきましては衛生費の下横川、飯沼沢簡易水道水源緊急整備繰出金の追加であります。隣接する一ノ瀬簡易水道から、応援給水等の緊急対応とクリプトスポリジウムを除去するために必要な膜ろ過浄水装置などの整備に関する経費を負担し、建物の改修等にかかる費用は地元負担といたします。以上のとおり補正予算の概要を申し上げましたが、必要に応じて関係課長より説明いたさせますので、ご審議の上、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○建設水道課長

続きまして、議案第15号、専決第3号、平成28年度辰野町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,219万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,450万4,000円とするものです。6ページをご覧ください。歳入では先ほど町長説明のとおり一般会計より3,219万4,000円を繰り入れ、他会計繰入金を3,377万円とし、7ページをご覧ください。7ページ歳出では簡易水道総務事務費で下横川簡水、飯沼沢水源で6月30日に検出したクリプトスポリジウム処理に対応するため、13、委託料で県への変更認可証、ろ過機設置に伴う設計書作成、14使用料及び賃借料で緊急膜ろ過賃借料、15、工事請負費で膜ろ過機等の設置工事を実施するもので、総額3,219万4,000円を追加補正するものです。以上、提案理由

をご説明申し上げました。ご審議の上、承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第14号、専決処分の承認を求めることについて。専決第2号、平成28年度辰野町一般会計補正予算（第4号）及び議案第15号、専決処分の承認を求めることについて。専決第3号、平成28年度辰野町簡易水道特別会計補正予算（第1号）の2件を一括して採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり承認するに、ご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第14号、議案第15号は原案のとおり承認されました。日程第18、議案第16号、辰野町医療費特別給付金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

それでは議案第16号、辰野町医療費特別給付金条例の一部を改正する条例について提案理由をご説明申し上げます。平成28年8月1日、児童扶養手当法施行令が一部改正されたことに伴いまして、関係する辰野町医療費特別給付金条例の整備をするものでございます。児童扶養手当法施行令第2条の4中、第2項の次に新たに3項が加えられ、第5項を第8項、第4項を第7項、第3項を第6項と項が繰り下げられたため、支給対象者を定める辰野町医療費特別給付金条例第3条第2項第7号及び第8号中、第5項を第8項に改め、同項第9号中、第4項を第7項に、第5項を第8項にそれぞれ改めるものでございます。施行期日は県の補助金要綱の一部改正に合わせ平成28年8月1日とします。以上、提案理由を申し上げます。ご審議

の上、原案可決くださいますようお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第16号、辰野町医療費特別給付金条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第16号は原案のとおり可決されました。日程第19、議案第17号、辰野町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題いたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

それでは議案第17号、辰野町手数料徴収条例の一部を改正する条例について提案理由をご説明申し上げます。平成29年10月に、ごみ処理費用有料制度が改正することに伴い、本年8月29日、上伊那広域連合議会での一般廃棄物の処理手数料にかかる収入証紙に関する条例の改正を受けまして、辰野町手数料徴収条例の一部を改正するものでございます。今回の改正につきましては上伊那広域連合参加8市町村統一して9月議会に上程するものでございます。改正の内容は1ページ、2ページの表をご覧ください。別表第10中、町長が定める指定ごみ袋の年間使用基準袋数まで、指定ごみ袋1袋につき30円を、1袋につき、燃やせるごみ指定袋大、50円。燃やせるごみ指定袋中、40円。燃やせるごみ指定袋小、30円。燃やせないごみ指定袋、40円に。年間使用基準袋数を超えるもの、これは第2段階チケット分でございますが1袋につき180円を、1袋につき燃やせるごみ指定袋大、200円。燃やせるごみ指定袋中、190円。燃やせるごみ指定袋小、180円。燃やせないごみ指定袋、190円

に変更し、辰野町の住民基本台帳に登録していない者、1袋につき180円を、1袋につき、燃やせるごみ指定袋大、200円。燃やせるごみ指定袋中、190円。燃やせるごみ指定袋小、180円。燃やせないごみ指定袋、190円に。また粗大ごみの手数料を小、1個200円を400円に。中1個400円を800円に。大1個600円を1,200円に改正するものでございます。条例の施行日は平成29年10月1日とします。経過措置としまして、附則第2項では施行日前は従前の袋を使用する。附則第3項では当分の間、従前の燃やせるごみ袋大と燃やせない袋はシール式証紙を貼付すれば仕様できる。附則第4項では従前の燃やせるごみ袋小はシール式証紙を貼付しなくても使用できる。附則第5項では新しい指定ごみ袋は施行日前から販売するものとします。販売の方は9月1日から販売開始します。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○根橋（2番）

2点ちょっとご質問したいと思えますけれども、1つは今回の引き上げと言いますか、それで町に最終的に入って来る収入はどのくらい増額として見込まれるかっていうことが1点と。今回、袋がいわゆる大、中、小っていうことで金額が違う形で区分されたわけですが、燃やせるごみのことですけどね。これ大体で結構ですけども、その割合と言うかどのくらいの割合を見込んでいるのか、分かれば答弁いただきたいと思えます。

○住民税務課長

今の議員の質問につきましては、改めまして後でお答えしたいと思います。

○議長

根橋議員、いいですか。

○根橋（2番）

増収額だけでも分かりませんか。

○住民税務課長

申し訳ありません。それについても一緒にお答えしたいと思います。

○議 長

ほかにありますか。

○堀内（6番）

2 ページの3番目の所に、手数料を納付した場合に証するシールを貼ると書いてありますけど、9月、来年の9月からということですので、その前に購入してしまったものについてはこの証紙を貼るということですね。そうするとその証紙は差額分を収めるという形で運用していくのか、あるいは先に購入してしまったものはそのままずっと継続するのか、その証紙の扱いについてちょっと説明いただきたいと思います。

○住民税務課長

シールの証紙でございますが、これにつきましては来年の10月1日からの袋に対しまして新しい指定ごみ袋につきましてはそのまま、また旧で家庭で余っているものにつきましては、その証紙を購入していただきまして、そこに貼付して出していただく、そのような状況になっております。以上です。

○堀内（6番）

そうすると、差額分をそのシール、証紙で運用するということですね。

○住民税務課長

はい、議員のおっしゃられたとおりで差額分になります。

○堀内（6番）

分かりました。

○議 長

ほかにありませんか。

（な し）

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第17号、辰野町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決します。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第17号は原案のとおり可決されました。日程第20、議案第18号、平成28年度辰野町一般会計補正予算(第5号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

平成28年度辰野町一般会計補正予算(第5号)を提案するにあたりまして、提案理由を申し上げます。今回の補正予算は地方創生推進交付金、ほたるのまち創生プロジェクト事業、地域医療介護総合確保基金事業、両小野国保病院組合負担金、プレミアム商品券発行事業補助金、町道改良工事の増額などの補正予算であります。この補正総額は3億6,550万1,000円の追加であり、予算総額は89億8,452万2,000円となります。その概要を申し上げますと、歳入につきましては分担金、国庫支出金、県支出金、繰越金、諸収入の増額であります。歳出につきましては総務費では地方創生推進交付金、ほたるのまち創生プロジェクト事業の委託料、補助金等、信州パーキング・パーミット設置工事などの増額です。地方創生推進交付金の事業では、ホテル生育環境の充実として、ホテル生育環境調査・保護育成計画の策定、カワナ養殖施設の計画・設計業務の委託料、養殖研究活動のための備品購入費などを。ほたるのまちイメージアップ戦略の展開として各地区で取り組むほたるのまちづくり推進補助金、ほたるマイカードの更新などの関連商品の開発、販売促進に取り組む事業者への補助金、PR動画の作成業務委託料などを計上し、ほたるのまちづくりを総合的に実施してまいります。民生費では地域医療介護総合確保基金事業補助金、介護ロボット等導入支援事業特例交付金などの増額。衛生費では

両小野国保病院組合負担金、B型肝炎ワクチン予防接種委託料などの増額。農林水産業費では県単緊急農地防災事業に伴う長土連負担金などの増額。商工費ではプレミアム商品券事業補助金の増額。土木費では旧辰野病院跡地等の町立辰野病院会計から一般会計への所管換えに伴う土地購入費、町道2198号線ほか4路線の町道改良工事などの増額。消防費では消防団員安全装備品購入にかかる需要費の増額。教育費では老朽化が著しく、補修が困難となった辰野西小学校給食室の食器食缶洗浄機の備品購入費。たつの芸術村事業実行委員会負担金などの増額です。以上のとおり補正予算の概要を申し上げましたが、ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。以上です。

○議長

本案は議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第21、議案第19号、平成28年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第19号、平成28年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の提案理由をご説明申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,192万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ23億7,830万円とするものです。内容につきまして6ページをご覧ください。歳入についてです。療養給付費等交付金ですが、前年度退職者医療交付金の精算による追加交付によりまして、507万7,000円増額し、7ページをご覧ください。繰越金につきまして前年度繰越金の確定により、1,684万8,000円増額するものでございます。8ページをご覧ください。歳出についてでございます。歳入増額分、2,192万5,000円全額を予備費として増額いたします。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第19号、平成28年度辰野町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第19号は原案のとおり可決されました。日程第22、議案第20号、平成28年度町立辰野病院事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○辰野病院事務長

議案第20号、平成28年度町立辰野病院事業会計補正予算(第1号)について提案理由を申し上げます。先ほど、一般会計補正予算(第5号)の説明にもありましてとおおり旧病院の土地の処分にかかる補正でございます。1ページをご覧ください。予算第3条に定めまして収益的収入及び支出の予定額を収益的収入につきましては22億3,719万3,000円。収益的支出につきましては23億6,435万3,000円とするものです。4ページの方をご覧ください。特別利益としまして固定資産売却ということで一般会計の方からの売却ということで7,131万2,000円。合計で7,781万2,000円です。5ページをご覧ください。同じように土地の売却に伴う簿価の特別資産減耗ということで売却損ということで今回781万3,000円の補正となり、合計につきましては同額の7,781万3,000円とするものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、可決いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長

本案は、議案調査のため自宅審査に付し、最終日採決として議事を進行いたします。日程第23、議案第21号、平成28年度辰野町地域情報告知システム特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第21号、平成28年度辰野町地域情報告知システム特別会計補正予算（第1号）を提案するにあたりまして、提案理由を申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額にそれぞれ115万6,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を6,338万1,000円とするものでございます。内訳につきましては6ページをご覧ください。歳入では繰越金22万4,000円の増額。7ページの還付金につきましては消費税還付金の確定により93万2,000円の増額です。歳出では8ページになりますが、一般管理費が公課費で消費税分の27万7,000円の減額。維持管理費で受信調整のための補修資材の補充を含む修繕料143万3,000円を増額するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

（質疑、討論 なし）

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第21号、平成28年度辰野町地域情報告知システム特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議長

異議なしと認めます。よって議案第21号は、原案のとおり可決されました。日程第24、議案第22号、平成28年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長

それでは議案第22号、平成28年度辰野町介護保険特別会計補正予算（第1号）について提案理由を申し上げます。1ページをご覧ください。歳入歳出予算の総額に

7,598万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億9,311万3,000円とするものでございます。内容について申し上げます。6ページをご覧ください。歳入では支払基金交付金の地域支援事業支援交付金18万5,000円の増額でございます。続いて7ページをお願いいたします。繰越金につきましては確定によりまして7,580万1,000円の増額でございます。次に8ページをご覧ください。歳出でございますが、地域支援事業費の包括的支援事業・任意事業で賃金、認知症総合支援事業で委託料、研修会負担金等合わせて86万1,000円の増額。介護予防・生活支援サービス事業の介護予防ケアマネジメント事業の研修会負担金等で11万5,000円の増額。9ページをご覧ください。一般介護予防事業の一般介護事業地区分委託料ということで60万円の増額でございます。10ページをご覧ください。基金積立金につきましては4,647万3,000円の積立を行います。11ページをご覧ください。平成27年度の介護給付費等の国庫支出金が確定したことにより過年度分2,793万7,000円を返還するものでございます。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第22号、平成28年度辰野町介護保険特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第22号は原案のとおり可決されました。日程第25、議案第23号、平成27から28年度国庫債務負担行為松本射撃場周辺道路改修等事業町道147号線工事請負契約の変更についてを議題といたします。提案者より提案

理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第23号、平成27から28年度国庫債務負担行為松本射撃場周辺道路改修等事業町道147号線工事請負契約の変更について変更内容を申し上げます。平成28年3月1日締結しました、平成27から28年度国庫債務負担行為松本射撃場周辺道路改修等事業町道147号線工事請負契約につきまして変更が生じたため議会の議決を求めるものでございます。契約金額を5,270万4,000円から183万6,000円増額し、5,454万円に変更するものです。契約の目的、契約の方法及び契約の相手方については変更ありません。以上、変更内容を申し上げます。提案理由、内容につきましては建設水道課長から説明申し上げます。

○建設水道課長

それでは工事内容の変更について主な4点を説明いたします。まず1点目としまして起点箇所について現道との擦り付けを考慮し、舗装面積を90平米、増工いたしました。2点目としまして車両転落防止のため、ガードレール工を97メートル増工いたしました。3点目とし、車両乗り入れに対応するため専用グレーチングを24枚増工いたしました。4点目として法面の軟弱箇所へフトン籠の3段ものを21メートル増工いたしました。以上、4点が主な変更点でございます。なお、道路延長、工期については変更ありません。以上、提案理由です。ご審議の上、原案可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第23号、平成27から28年度国庫債務負担行為松本射撃場周辺道路改修等事業町道147号線工事請負契約の変更についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありません

か。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第23号は原案のとおり可決されました。日程第26、議案第24号、上伊那広域連合の処理する事務及び上伊那広域連合規約の変更についてを議題とします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○まちづくり政策課長

議案第24号、上伊那広域連合の処理する事務及び上伊那広域連合規約の変更について提案理由を説明申し上げます。平成29年4月1日のごみ処理広域化、クリーンセンター八乙女の一本化です。これに伴いまして、上伊那広域連合の処理する事務及び上伊那広域連合規約の一部を変更します。そのため地方自治法第291条の規定により構成団体で協議するため同法の第291条の規定により議会の議決を求めるものであります。改正の内容につきましては裏面をご覧ください。規約の第4条、これは広域連合が処理する事務になります。また及び第5条、これは広域計画の項目になりますが、この各10号中「ごみ処理施設」の次に「及び最終処分場」を加えます。附則にごみ処理広域化に伴う経過措置として次の内容を追加いたします。8の伊北環境行政事務組合の事務及び財産を承継すること。9の伊北環境行政組合の解散に伴い決算を広域連合の監査委員が審査し、広域連合の議会の認定に付すること。また、別表の9の中の「ごみ処理施設」の次に「及び最終処分場」を加え、別表の備考の4中「事業系一般廃棄物を除く各市町村ごみ量」を「各市町村のごみ量（事業系ごみ及び資源物を除く。）」に改めます。施行は県知事の許可の日、ただし第4条、第5条、別表の改正規定は平成29年4月1日から施行いたします。以上、提案理由を申し上げました。ご審議の上、原案可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

(質疑、討論 なし)

○議長

質疑、討論を終結します。これより議案第24号、上伊那広域連合の処理する事務及び上伊那広域連合規約の変更について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって議案第24号は原案のとおり可決されました。日程第27、議案第25号、伊北環境行政組合格約の変更についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○住民税務課長

議案第25号、伊北環境行政組合格約の変更について提案理由をご説明申し上げます。平成29年4月からのごみ処理広域化、クリーンセンター八乙女一本化に伴いまして伊北環境行政組合の事務及び財産を上伊那広域連合が承継するため、伊北環境行政組合格約の一部を変更するものでございます。そのため地方自治法第286条の規定により構成団体、辰野町、箕輪町、南箕輪村で協議するため、同法第290条の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。改正の内容につきましては2枚目の別紙をご覧くださいと思います。附則第1項とし、同項見出しとして「(施行期日)」をいれ、1項の次に見出しとして、ごみ処理広域化に伴う事務等の承継、第2項、「ごみ処理広域化に伴い組合の解散があった場合においては、上伊那広域連合がその事務及び財産を承継する」を加えるものでございます。条例の施行は県知事の許可の日とします。以上、提案理由を申し上げます。ご審議の上、原案可決いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長

これより質疑、討論を行います。ありませんか。

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第25号、伊北環境行政組合規約の変更についてを採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第25号は原案のとおり可決されました。日程第28、議案第26号、辰野町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。提案者より提案理由の説明を求めます。

○町 長

議案第26号、辰野町教育委員会委員の任命についてご説明を申し上げたいと思います。本議案は任期満了に伴う辰野町教育委員会委員を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意をお願いするものであります。平成28年9月30日をもって長田八重子、根橋久人、両氏が教育委員の任期が満了となります。根橋久人委員におかれましては任期、新たに再任をお願いするものであります。長田八重子委員におかれましては1期4年にわたり教育行政に心血を注いでいただき、心より御礼申し上げるところであります。今回、新たに垣内由香氏を適任者と認め、任命をお願いするものであり、垣内氏は子育ての経験も長く、学校のPTA役員などを経験され、学校教育や社会教育に豊かな見識をお持ちであり、教育委員として適任と考えます。両氏の任命についてご審議の上、ご同意くださるようお願いし提案理由といたします。

○議 長

これより質疑、討論を行います。

○岩田（1番）

教育委員が立派な方が推薦されて、それは私は賛成しているんですけども、略歴書についてでございます。教育行政、きちっとこれからやっておられる方の略歴

書が、根橋久人さんは再任ですけれども、例えば、最終学歴、これ根橋久人さんは立正大学卒業って書いてありますけれども、垣内由香さんは最終学歴、辰野高等学校としか記載されていません。ですから少なくとも略歴の方に昭和何年、辰野高等学校卒って書かなきゃいけないし、それからテンホウの辰野で経営されているということならば、取締役になられているのか、何年に入社されているか分かっているので、これを久人さんの方はちゃんと昭和50年諏訪信用金庫入社、支店長の経歴、きちっと書いてございますけれども、こういうのは片手落ちじゃないでしょうか。少なくとも町民にきちっと情報を開示するっていう意味でこういうことをきちっと教育行政の方でこういう人が教育委員になるんだよっていう時に、略歴をしっかりとこうやってバランスとって、片方が書かなくて片方が書くっていうようなこと非常に片手落ちだと思いますけれど、いかがでしょう。

○教育長

ただいまの質問にお答えしたいと思います。垣内由香氏でございますけれども、辰野高校を卒業したあと、これ自宅の自営の店を手伝っているということでございます。実際にはこのお父さん、お母さん方が経営しているということでございます。そこに手伝いっていうわけじゃないんですけれども、自宅の営業を支えているというそんな形になっております。卒業してすぐというふうに理解をしております。確かに今、指摘された部分、もう少し細かくと言いますか、丁寧に書いた方が良かったのかな、改めて思っているところでございます。よろしく申し上げます。

○岩田（1番）

今、私が質問したから分かったわけで、要するにですから、少なくとも略歴の中に何年卒業、学歴の最後ね。それから職歴は何年に入社、何年退社、あるいは現在に至ると。こういう形で2つをきちっと、こんなに例えば、根橋久人さんは支店長、富士見東支店長されてほかの4店舗の支店長を歴任とかね。こんなほかの4店舗の支店長歴任なんていうことを書くなら、要するにあと3つ書けば、書き加えればいいことですから、書けばいいし、こんなことは冗長だと思うんですよ。必要ないと

思います。必要なことを最小限、最終学歴、それから現在の職業の地、これをきちっと書いていただくことが必要だと思います。よろしくお願ひしたいと思ひますけど、いかがでしょうか。

○教育長

はい、了解をいたしました。

○議 長

よろしいですか。

○岩田（1番）

はい。

そうしますと、垣内由香さんについても、辰野高等学校、何年卒、ということをきちっと提示していただきたいと思ひます。

○教育長

はい、分かりました。

○議 長

質疑、討論を終結します。これより議案第26号、辰野町教育委員会委員の任命について採決いたします。お諮りいたします。本案は原案のとおり同意するにご異議ありませんか。

（議場 異議なしの声）

○議 長

異議なしと認めます。よって議案第26号は原案のとおり同意することに決しました。日程第29、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、辰野町議会の議決すべき事件を定める条例第3条第1項及び地方自治法第180条の規定による報告事項がありますので、お聞き取り願ひます。報告第1号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成27年度財政指標等の報告について報告を求めます。

○まちづくり政策課長

報告第1号、平成27年度財政健全化判断比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により報告いたします。表に示してあります数値は暫定値であります。確定は11月ですが、県の指導は終わっておりますので、概ねこの数値になる見込みであります。まず初めに実質赤字比率でございます。一般会計と普通会計と呼ばれている会計ですが、辰野町では一般会計及び、地域情報告知システム特別会計が対象となります。赤字が発生した場合、その額が標準財政規模に対してどのくらいの割合かを示したものでございます。標準財政規模は左下にありますが、当町では58億801万円です。標準財政規模につきましては地方自治体が標準的な状態の時、通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すものです。この実質赤字比率につきましては黒字であるため、ハイフンの表示該当なしとなっております。続いて次の欄の連結実質赤字比率でございますが、こちらは全ての会計が対象となります。やはり赤字が発生した場合の標準財政規模に対する割合でございます。こちら黒字となっておりますので、同様の表示となっております。次の欄の実質公債費比率でございますが一般会計と普通会計が負担をいたします一般会計における地方債の元利償還金、債務負担行為に基づく支出予定額及び公営企業会計等における地方債の準元利償還金など公債費に準じるものなどの標準財政規模に対する割合でございます。これは3カ年の平均ですが8.1%となりまして昨年度に比べますと0.3ポイント改善されております。次の欄の将来負担比率でございますが、一般会計と普通会計が将来負担すべき地方債の残高、債務負担行為に基づく支出予定額及び企業会計等、他会計の実質的な負債額の標準財政規模に対する割合でございます。この比率は41.6%となりまして昨年度に比べますと2.5ポイント上昇をしております。次の行ですがこの法律に規定されています早期健全化基準であります。実質赤字比率、連携実質赤字比率、これらの基準は各市町村の標準財政規模により異なります。実質公債比率、将来負担比率は全市町村同じ数字です。この基準以上の場合は財政健全化計画を定めなければいけません。次の行の財政再生

基準はこの基準以上である場合、財政再生計画を定めなければならないとされている基準です。いずれの基準につきましても辰野町は基準値を下回っておりますので、財政指標からは健全財政を維持していると言えます。続いて裏面をご覧ください。

2 ページになりますが、こちらは平成27年度の公営企業会計における資金不足比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定によりまして報告させていただきます。こちらも暫定値となっております。資金不足比率は資金不足額が出た場合、その額が事業規模に対してどのくらいの割合かを示したものでございます。事業規模は簡単に言えば営業収益であります。一番左の欄、及び次の欄ですが、辰野町の法適用企業会計は上水道事業会計と辰野病院事業会計の2会計でございます。次の欄の資金不足額、譲与額は2会計ともに剰余額でございます。上水道の事業会計では4億6,156万円。病院事業会計では1億1,559万

1,000円の剰余額となっておりますので、資金不足ではないため右から2列目の欄、資金不足比率はハイフン表示、該当なしとなっております。また一番右の欄の経営健全化基準は20%であります。次に法非適用の企業会計でございますが、当町では簡易水道特別会計、公共下水道特別会計、特定環境保全公共下水道特別会計及び農業集落排水処理施設特別会計の4会計でございますが、いずれの会計も資金不足額・剰余額欄にありますような剰余額でありまして、資金不足額は出ておりませんので、資金不足比率はやはり同様の表示となっております。また、こちらの経営健全化基準も20%となっております。以上が地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく平成27年度決算に基づいた数字でございます。以上、財政指標等の報告とさせていただきます。

○議 長

ただいま報告がありましたが、報告事項でありますので特にここで聞いておきたいという点に限って質疑を行います。ありませんか。

(質疑 なし)

○議 長

質疑を終結します。次に、報告第2号、辰野町第五次総合計画前期基本計画の実施状況の概要について報告を求めます。

○まちづくり政策課長

報告第2号、辰野町第五次総合計画前期基本計画の実施状況の概要について、辰野町議会の議決すべき事件を定める条例第3条に基づき報告いたします。平成23年度スタートの第五次総合計画は平成27年度までを前期、平成28年度から平成32年度までを後期とし、ここで前期基本計画の終了年となりましたので、第五次総合計画の中間点として実施状況の評価を行いました。1ページをご覧いただきたいと思います。前期基本計画、第三次及び第四次の辰野町総合計画で目標としてきました将来像「ひとも まちも 自然も輝く 光と緑と ほたるの町 たつの」を継承し、将来ビジョンとして一大居住拠点都市構想を掲げ取り組みを行ってきました。将来像、将来ビジョンの実現に向け町民、地域、事業者、団体等、行政が協働し7つの施策の大綱及び施策を定め取り組んできました。評価基準を定めA、B、C、Dの四段階で評価を行いました。評価基準については同ページの一番下欄にあります。施策の検証を行った結果につきましては、全体で364項目中A評価が147項目、B評価が192項目、C評価が24項目、でD評価が1項目となりました。また、数値目標における達成状況は107項目中、目標達成が38項目、目標未達成が69項目で達成率は35.5%となりました。2ページ、3ページにつきましてはそれぞれの施策、項目ごとの評価結果、達成状況について記載してありますし、4ページから10ページは数値目標の検証結果、また11ページから57ページについては施策の継承結果が掲載しております。施策の項目ごとの主な取り組み、担当部署、実施内容、評価を記載してあります。全体を総括する中で評価については「計画の目標を達成した」または「計画の目標もほぼ達成し、今後は継続していく」のA評価と、「計画の目標達成に向け順調に推移した」または「一部改善のあと事業を継続していく」のB評価が合わせて93%を占め、前期計画につきましては概ね順調に取り組むことができた

思います。C、Dの評価のものにつきましては再度見直しを行い、後期の基本計画の方に反映をさせていただいております。また、数値目標であります但達成率が35.5%と低いのが現状でありまして、目標とする数値の設定の難しさを感じたしだいでもあります。前期基本計画から目標を数値で捉えるという手法を本格的に採用しておりますが、この目標値の設定の難しさですね、それとまた地方行政を取り巻く状況が目まぐるしく変化する今の時代、特にこの5年間はそうでありましたが、この5年間固定した数値が良いのかといった議論もありました。引き続き後期基本計画でも数値を目標とした管理を、数値目標を設定しておりますので、こういった数値といった目標の管理を続けていきたいと思っております。以上、5年間の実施状況の概略を申し上げましたが、前期基本計画の反省を踏まえまして本年度から32年度までの第五次総合計画後期基本計画が策定されております。これを推進し、まちづくりの合言葉「住み続けたい 帰りたい 住んでみたいまち たつの」の実現に向け、まちづくりを進めていきます。以上、概要について報告させていただきます。

○議長

ただいま報告がありました但、報告事項でありますので特にここで聞いておきたいという点に限って質疑を行います。ありますか。

(質疑なし)

○議長

質疑を終結します。次に報告第3号、専決処分の報告について報告を求めます。

○総務課長

報告第3号、専決処分の報告について、地方自治法第180条の規定により、町が損害賠償の責めを負うものについて専決処分をいたしましたので報告いたします。7月12日に発生しました財物事故でございます。内容につきましては住民の方が町道を走行中、対向車とのすれ違いをしたところ、路肩と側溝の間に段差が生じていたため助手席側のタイヤが脱輪し、トランスミッションのオイルパンを破損したものと

でございます。示談が成立し、賠償金額 3 万 7,184 円を支払いました。専決日は平成28年 8 月15日であります。補償につきましては全国町村会総合賠償保険にて処理をいたしました。

○議長

ただいま報告がありました。報告事項でありますので特にここで聞いておきたいという点に限って質疑を行います。ありませんか。

(質疑 なし)

○議長

質疑を終結いたします。日程第30、請願・陳情についてを議題とします。請願・陳情については、あらかじめ文書表を配付してあります。ここで、事務局長に文書表を朗読いたさせます。

○議会事務局長

(請願・陳情文書表 朗読)

○議長

以上、陳情 4 件については、各常任委員会に付託することにいたしたいと思いましたがご異議ありませんか。

(議場 異議なしの声)

○議長

異議なしと認めます。よって、文書表のとおり各常任委員会に付託することに決しました。ここで、住民税務課長から発言をしたい旨の申し出がありましたので、これを許可いたします。

○住民税務課長

議案第17号に対しまして、根橋議員の質問に対しましてお答えしたいと思います。根橋議員の方から町の収入見込み、手数料が上がることに對する増収見込みは、という点と、もう 1 つは可燃袋、中が増えた場合のその割合について、ということの 2 点ですが、まずはじめに収入の見込みですが、これにつきましては上伊那広域連

合の方に確認しまして現在、証紙にかかる収入は1億2,000万円前後だそうです。そのうち、手数料、今回の手数料の値上げと手数料を値上げするために起こります減量化、そういうのを勘案しますと差し引き3,900万円の増収を見込んでいるそうです。この3,900万円につきまして辰野町での今現在の搬入量の割合ですね、これから計算しますと、なから町の収入としましては500万円ぐらいが町の収入となります。町と言いますか、購入された収入ですね、になります。また2点目の中、の割合なんですけど、これにつきましては上伊那広域連合の方ではちょっと袋を作る発注はしてなく、これは流通に対しましてメーカーで作っている割合でいきますと、現在、大、小の割合が大が7割、小が3割だそうです。このうち今回、中を作るにあたりましてなからその1割から2割が中の袋になるのではないかと。これは大の方から移る、小の方から移るってあるもんですからその比率はちょっと出せないんですけれども、一応、中の袋については1割か2割が皆さん使われるのではないかと試算しているようでございます。以上です。

○議長

根橋議員よろしいでしょうか。

○根橋（2番）

はい。

○議長

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。よって、本日はこれにて散会といたします。大変ご苦労さまでした。

11．散会の時期

9月5日 11時 56分 散会